ヘ　加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト　自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）にあっては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。

十五　入所給付費単位数表第1の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十六　入所給付費単位数表第1の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十七　入所給付費単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十八　入所給付費単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

**○厚生労働省告示第二百七十一号**

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合

一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（児童発達支援に係る基準該当通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

| 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
|---|---|
| 指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 | 百分の七十 |
| (1)　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号。以下「第二百六十九号告示」という。）第二号ロ(1)㈣に基づく利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 | |
| ㈠　利用定員が十一人以下　利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合 | |
| ㈡　利用定員が十二人以上　利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合 | |
| (2)　一日の障害児の数が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ㈠又は㈡に定める場合に該当する場合 | |
| ㈠　利用定員が五十人以下　利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合 | |
| ㈡　利用定員が五十一人以上　利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合 | |

ロ　指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

| 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
|---|---|
| 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 | 百分の七十 |
| (1)　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。（児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。） | |
| (2)　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては第二百六十九号告示第二号ロ(1)㈠又は㈡の基準を満たしていないこと。 | |

ハ　指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

| 厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準 | 厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合 |
|---|---|
| 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 | 百分の八十 |
| (1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間を満たしていないこと。 | |
| (2)　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては第二百六十九号告示第二号ロ(1)㈤に基づき定めた当該基準該当児童発達支援事業所の営業時間が四時間を満たしていないこと。 | |